


令和3年度 部長マニフェスト 人権・平和担当部長

部の概要			
所属課と人員 (R3.4.1現在)	(政策経営部に含む)	人	

**部の運営方針**  
 平成31年4月より施行された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の理念に基づき、市民が互いの人権や多様性について対話等を通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のない自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。  
 性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが多様な生き方を選択でき、自分らしく豊かに暮らすことのできる社会を目指します。また、コロナ禍におけるDV等の困難な状況におかれた女性への自立支援を民間団体等との連携により実施し、女性のエンパワメントの推進を図ります。

令和3年度の重点項目

	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	人権施策の推進	「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」にもとづき、人権・平和のまちづくり審議会を定期開催し、年度末までに人権救済やソーシャル・インクルージョンの実効性等を取り入れた基本方針の策定を目指します。		
2	平和施策の推進	令和3年度新規事業の「戦争体験アーカイブ事業」を始め、既存事業の「ふつうの日になったのか原爆の日展」や「くにたち原爆・東京大空襲体験伝承事業」、「くにたち新書平和号」等の事業を通じて、市内外に向け平和の尊さを広く発信し、市民の平和意識の醸成を図ります。		
3	男女平等参画施策の推進	パートナーシップ制度の開始を受け、制度の対象者が利用できる庁内のサービスや事業を整備すると共に、本事業に協力する事業者(医療機関、不動産関係等)を拡大し、制度の実効性を高めます。 くにたち男女平等参画ステーションの市民周知をさらに向上すると共に、相談ニーズや市の課題等を事業に反映できるよう市所管課との連携体制を更なる向上を目指します。		
4	女性への総合的な相談支援体制の構築	コロナ禍における女性支援施策のさらなる充実を目指し、「女性パーソナルサポート事業の拡充」「DVホットラインの創設」「直営の一時住居の確保」等を実施し、DV等の困難な課題を持つ女性のエンパワメントの推進を図ります。		
5				

【達成度】 A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E 25%未満